

# 豊後大野市下水道事業経営戦略

(農業集落排水事業)

(特定環境公共下水道事業)

(特定地域生活排水処理事業)

平成29年3月  
豊後大野市上下水道課

## 目 次

### 農業集落排水事業

1. 事業概要 .....	1
経営比較分析表 .....	3
2. 経営の基本方針 .....	4
3. 投資・財政計画 .....	5
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	8

### 特定環境保全公共下水道事業

1. 事業概要 .....	9
経営比較分析表 .....	11
2. 経営の基本方針 .....	12
3. 投資・財政計画 .....	13
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	16

### 特定地域生活排水処理事業

1. 事業概要 .....	17
経営比較分析表 .....	19
2. 経営の基本方針 .....	20
3. 投資・財政計画 .....	21
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 .....	24

豊後大野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊後大野市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度(27年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適(平成31年4月1日一部適用予定)
処理区域内人口密度	2147.5人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	7処理区(上田原処理区、砂田処理区、馬場処理区、緒方中央処理区、原尻処理区、知田処理区、井上処理区)		
処理場数	7処理場(上田原処理場、砂田処理場、馬場第1処理場、馬場第2処理場、緒方中央処理場、原尻処理場、知田処理場)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	農業集落排水施設の長寿命化や施設の統廃合について検討するため、平成26年度から平成29年度にかけて最適整備構想を策定しています。		

\*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、  
 広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	累進従量制(平成26年度改定)				
	基本料金	8m <sup>3</sup> まで		1,350円	
	超過料金	8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	183円	
		15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> まで	〃	195円	
		25m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> まで	〃	205円	
		35m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> まで	〃	214円	
		45m <sup>3</sup> を超える部分	〃	225円	
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,516円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,858円
	平成26年度	3,606円		平成26年度	3,936円
	平成27年度	3,606円		平成27年度	3,944円

\*2条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度の上下水道課の職員数は9名で課長1名、工務係(係長1名、係員3名)、管理係(係長1名、係員3名)となっています。 職員給与の予算措置については、一般会計に1人、上水道特別会計に2.5人、簡易水道特別会計に2人、下水道特別会計に1人、農業集落排水特別会計に1.5人、浄化槽施設特別会計に1人と なっています。
事業運営組織	平成17年に市町村合併して以来、上下水道課の水道係、下水道係としてそれぞれ別々に事業推進してきましたが、平成28年度から組織再編による人員減のため、水道係、下水道係を解体し、技術部門の工務係と、経理部門の管理係に変更しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	各処理場及びマンホールポンプの維持管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表を添付しています。

経営比較分析表

大分県 豊後大野市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	8.58	92.68	3,606

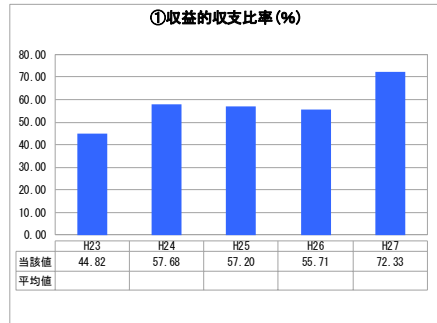
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
38,078	603.14	63.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,247	1.51	2,150.33

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



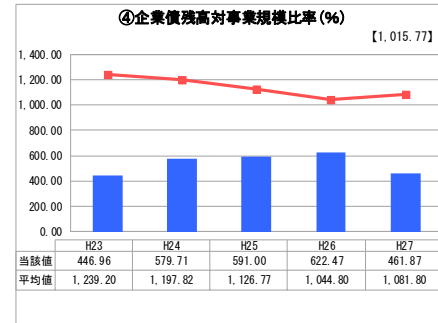
「単年度の収支」



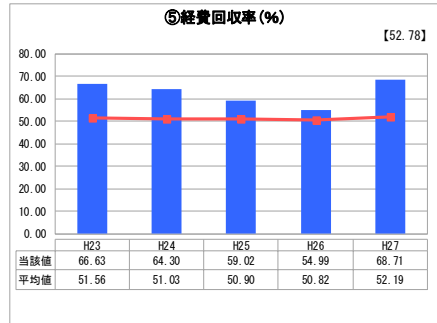
「累積欠損」



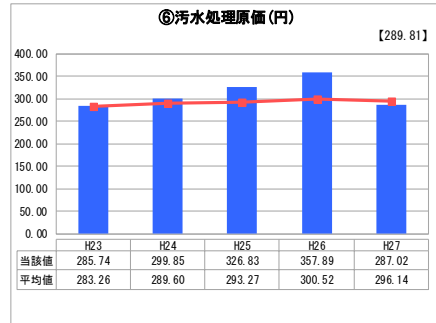
「支払能力」



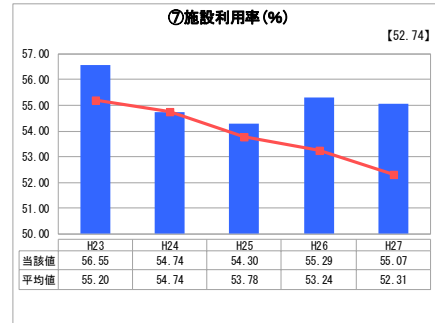
「債務残高」



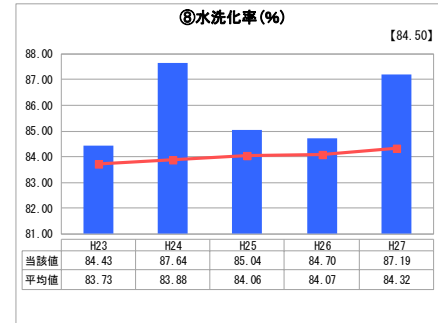
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」

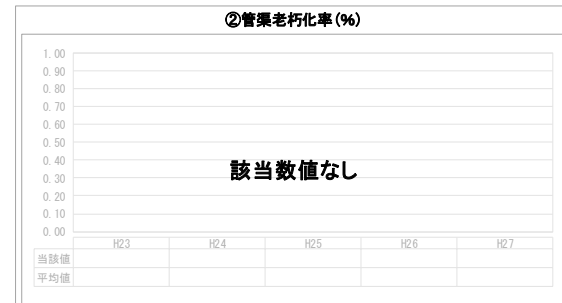


「使用料対象の捕捉」

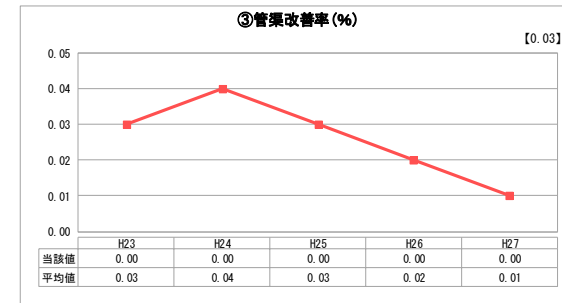
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①『収益的収支比率』・・・総費用に地方債償還金を加えた費用を総収益でどの程度賄われているかを示す指標。  
 平年に比べかなり改善されていますが、今後とも経費削減に努める必要があります。  
 ④『企業債残高対事業規模比率』・・・料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。  
 全国平均や類似団体平均より低くなっている。これは、平成21年以降、整備区域の拡張を中止したことが原因と考えられる。  
 ⑤『経費回収率』・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。  
 全国平均、類似団体平均を上回っているが、必要な経費を料金収入では賄えていない。今後は接続率の向上対策に併せ、更なる費用削減に努めていく必要があります。  
 ⑥『汚水処理原価』・・・有収水量1m<sup>3</sup>あたりについて、汚水処理に係るコストを表した指標。  
 全国平均、類似団体平均と近い数値であり、今後も更なる費用削減に努めていく必要があります。  
 ⑦『施設利用率』・・・処理能力に対する汚水処理量の割合で、施設の利用状況を判断する指標。  
 全国平均、類似団体平均の減少率よりは緩やかであるが、低い水準で推移しており、接続率の向上対策に努める必要があります。  
 ⑧『水洗化率』・・・実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。  
 全国平均、類似団体平均より高くなっていますが、更なる接続率の向上対策に努める必要があります。

2. 老朽化の状況について

③『管渠改善率』・・・当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標。  
 供用開始後25年経過した施設もあるが、耐用年数までには期間があるため、管渠の更新は行っていない。今後も計画的に管渠清掃や点検を行い、維持管理に努めていく。

全体総括

今のところ、「経営の健全性及び効率性」は類似団体と比較して健全な経営ができています。  
 施設の長寿命化を図るため、管渠清掃等を計画的に行うとともに、施設の統合等について検討をする必要がある。また、効率的な経営のため、更なる経費の削減に努めるとともに、未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指す必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### <経営理念>

生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質を保全するとともに、公衆衛生の向上を図ります。

### <基本方針>

平成21年11月に策定した「豊後大野市生活排水処理施設整備構想」に基づき、本市の生活排水処理施設対策については、既設の集合処理区域を除く全ての区域で個別処理(浄化槽)により生活排水処理施設を整備します。

また、浄化槽の整備に当たっては、平成21年4月に市の財政負担の軽減や市民負担の公平性を確保する観点から、市町村設置型合併処理浄化槽を廃止し、個人設置型合併処理浄化槽事業に一本化してきたところであり、今後とも個人設置型により事業を推進します。

### <農業集落排水事業>

本事業については、三重町上田原処理区、清川町砂田処理区、緒方町馬場・中央・原尻・知田・井上処理区で生活排水を処理しています。計画人口6,264人に対して、平成28年3月末の処理区域内人口は3,247人、水洗化人口は2,831人で、水洗化率は87.2%と施設への加入率は高い状況にありますが、効率的な経営のため、更なる経費の削減に努めるとともに、未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(法非適用企業)

収支計画(農業集落排水事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	132,144	168,737	176,340	185,797	179,143	173,673	166,946	159,652	151,796	143,592	142,523	141,737	140,907
	(1)	営 業 収 益 (B)	67,131	66,974	67,321	67,187	67,052	66,918	66,784	66,651	66,518	66,385	66,252	66,120	65,988
		ア 料 金 収 入	67,068	66,914	67,273	67,147	67,012	66,878	66,744	66,611	66,478	66,345	66,212	66,080	65,948
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	63	60	48	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	(2)	営 業 外 収 益	65,013	101,763	109,019	118,610	112,091	106,755	100,162	93,001	85,278	77,207	76,271	75,617	74,919
		ア 他 会 計 繰 入 金	63,933	95,597	104,451	110,607	112,088	106,752	100,159	92,998	85,275	77,204	76,268	75,614	74,916
		イ そ の 他	1,080	6,166	4,568	8,003	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	2	総 費 用 (D)	99,545	104,656	107,578	112,383	101,584	100,186	99,084	98,051	97,064	96,116	95,212	94,356	93,521
	(1)	営 業 費 用	78,531	84,567	89,099	96,087	87,073	87,073	87,073	87,073	87,073	87,073	87,073	87,073	87,073
		ア 職 員 給 与 費	12,444	12,553	14,032	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208	14,208
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	66,087	72,014	75,067	81,879	72,865	72,865	72,865	72,865	72,865	72,865	72,865	72,865	72,865
	(2)	営 業 外 費 用	21,014	20,089	18,479	16,296	14,511	13,113	12,011	10,978	9,991	9,043	8,139	7,283	6,448
	ア 支 払 利 息	19,503	17,461	15,692	13,509	11,724	10,326	9,224	8,191	7,204	6,256	5,352	4,496	3,661	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他	1,511	2,628	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	2,787	
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	32,599	64,081	68,762	73,414	77,559	73,487	67,862	61,601	54,732	47,476	47,311	47,381	47,386	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	102,165	67,531	44,900	39,600	21,600	12,800	7,400	7,000	7,000	7,100	6,000	5,800	3,100
	(1)	地 方 債	65,700	56,700	44,300	39,000	21,000	12,200	6,800	6,400	6,400	6,500	5,400	5,200	2,500
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	65,700	56,700	44,300	39,000	21,000	12,200	6,800	6,400	6,400	6,500	5,400	5,200	2,500
	(2)	他 会 計 補 助 金	611	641											
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6)	工 事 負 担 金	450	750	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
	(7)	そ の 他	35,404	9,440											
	2	資 本 的 支 出 (G)	137,641	128,631	116,182	113,014	99,159	86,287	75,262	68,601	61,732	54,576	53,311	53,181	50,486
	(1)	建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	137,641	128,631	116,182	113,014	99,159	86,287	75,262	68,601	61,732	54,576	53,311	53,181	50,486
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 35,476	△ 61,100	△ 71,282	△ 73,414	△ 77,559	△ 73,487	△ 67,862	△ 61,601	△ 54,732	△ 47,476	△ 47,311	△ 47,381	△ 47,386	

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,877	2,981	△ 2,520	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	1,073	1,058	1,062										
前年度からの繰越金	(L)	5,609	1,659	3,582										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	1,659	3,582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実 質 収 支	黒 字 (R)	1,659	3,582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(P)-(Q)	赤 字 (S)													
赤字比率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	55.7	72.3	78.8	82.4	89.2	93.1	95.8	95.8	95.6	95.3	96.0	96.1	97.8
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	67,131	66,974	67,321	67,187	67,052	66,918	66,784	66,651	66,518	66,385	66,252	66,120	65,988
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地 方 債 残 高	(Z)	1,138,602	1,066,671	950,489	837,475	738,316	652,029	576,767	508,166	446,434	391,858	338,547	285,366	234,881

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的収支分		64,544	96,238	104,451	110,607	112,088	106,752	100,159	92,998	85,275	77,204	76,268	75,614	74,916
うち基準内繰入金		53,660	52,194	51,102	51,560	50,038	50,652	50,923	50,837	50,885	50,712	50,340	50,073	49,737
うち基準外繰入金		10,884	44,044	53,349	59,047	62,050	56,100	49,236	42,161	34,390	26,492	25,928	25,541	25,179
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		64,544	96,238	104,451	110,607	112,088	106,752	100,159	92,998	85,275	77,204	76,268	75,614	74,916

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。



## (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
平成21年に策定した「豊後大野市生活排水処理施設整備構想」に基づき、集合処理区域の拡張は行わないことになっておりますので、新たな投資については検討していません。また、管渠・処理場の更新に係る経費については平成26年度から平成29年度まで最適整備構想を策定中であり、構想の策定後に見直すこととします。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
27年度から28年度の減少率で29年度以降の料金収入を見込んでいます。  
・企業債に関する事項  
現在の利用者の負担軽減と使用料の適正化を図るため、資本費平準化債を利用します。  
・繰入金に関する事項  
料金収入額は施設の維持管理分しか賄えないことから、地方債償還金や人件費分については、今後も一般会計繰入金に頼らざるを得ないため、更なる経費の削減に努めるとともに、未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指します。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)  
施設の維持管理については全ての処理場を一括で契約し、経費の削減に努めています。  
・職員給与費に関する事項  
勘定職員は課長半年分(上水道と折半)と職員1名分であり、これ以上の削減は困難ですので、29年度予算額と同額を計上しています。  
・動力費、薬品費、委託費に関する事項  
それぞれ電気料、計器用試薬、塩素剤、施設の保守点検業務にかかる経費であり、大きな変動はないと見込んで、29年度予算額と同額を計上しています。  
・修繕費に関する事項  
供用開始から25年が経過した施設もあり、修繕箇所が増えつつありますが、これまでの実績から5,000千円程度を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在策定中の最適整備構想及び施設再編計画により、施設の長寿命化や処理区の統廃合について検討します。
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	少子高齢化の進行により有収水量が減少することが予想されます。今後はストックマネジメント計画を策定するうえで、処理水量に見合った施設へのダウンサイジングについても検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年4月から公営企業法を適用することにより会計方法が変更になります。このことにより減価償却費が追加され収益的収支の悪化が懸念されますので、状況によっては使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は施設の維持管理業務のみを民間業者に委託していますが、包括的民間委託等についても検討していきます。
職員給与費に関する事項	課長半期分と職員1名の1.5名分しか計上していないため、これ以上の削減は困難と考えます。
動力費に関する事項	経費削減のため、産業用電力の供給会社について検討します。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	委託費の削減のため、施設の統廃合について検討します。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うこととします。また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルによる事後検証、更新を行っていきます。また、平成31年4月に公営企業法の適用に向け準備を進めているため、公営企業会計適用後には適用後の会計に基づき経営戦略を見直しを行うこととします。
---------------------	--

豊後大野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊後大野市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度(17年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適(平成31年4月1日一部適用予定)
処理区域内人口密度	1596.1人/km <sup>2</sup>	流域下水道等への接続の有無	無
処理区数	1処理区(田中処理区)		
処理場数	1処理場(大野浄化センター)		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	臼杵市(旧野津町)と下水道船団方式事業に取り組み、共同購入の移動脱水車による汚泥脱水、施設の維持管理業務等の同一業者への一括契約により、経済的かつ効率的な事業実施を図っています。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	累進従量制(平成26年度改定)				
	基本料金	8m <sup>3</sup> まで		1,350円	
	超過料金	8m <sup>3</sup> を超え15m <sup>3</sup> まで	1m <sup>3</sup> につき	183円	
		15m <sup>3</sup> を超え25m <sup>3</sup> まで	〃	195円	
		25m <sup>3</sup> を超え35m <sup>3</sup> まで	〃	205円	
		35m <sup>3</sup> を超え45m <sup>3</sup> まで	〃	214円	
	45m <sup>3</sup> を超える部分	〃	225円		
業務用使用料体系の概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,516円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,809円
	平成26年度	3,606円		平成26年度	3,883円
	平成27年度	3,606円		平成27年度	3,861円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	平成28年度の上下水道課の職員数は9名で課長1名、工務係(係長1名、係員3名)、管理係(係長1名、係員3名)となっています。 職員給与の予算措置については、一般会計に1人、上水道特別会計に2.5人、簡易水道特別会計に2人、下水道特別会計に1人、農業集落排水特別会計に1.5人、浄化槽施設特別会計に1人となっています。
事業運営組織	平成17年に市町村合併して以来、上下水道課の水道係、下水道係としてそれぞれ別々に事業推進してきましたが、平成28年度から組織再編による人員減のため、水道係、下水道係を解体し、技術部門の工務係と、経理部門の管理係に変更しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	大野浄化センター及びマンホールポンプの維持管理業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付しています。

経営比較分析表

大分県 豊後大野市

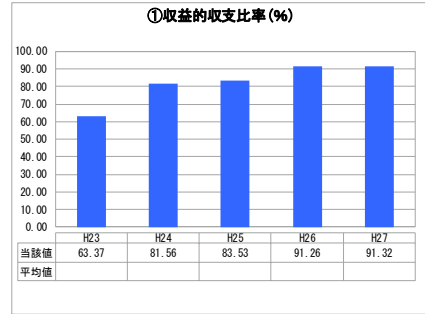
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	D2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	3.16	92.08	3,606

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
38,078	603.14	63.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,194	0.77	1,550.65

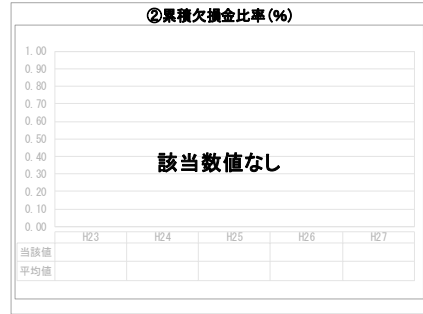
グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

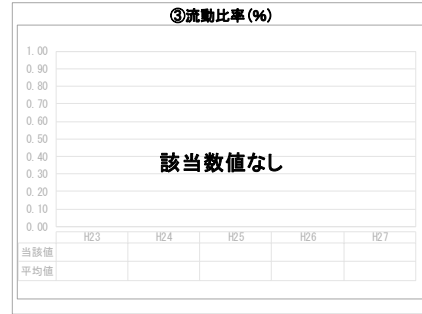
1. 経営の健全性・効率性



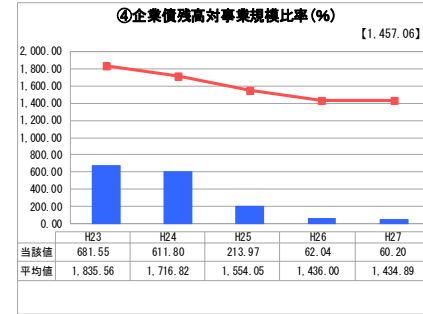
「単年度の収支」



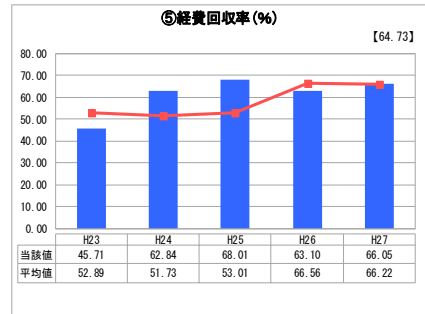
「累積欠損」



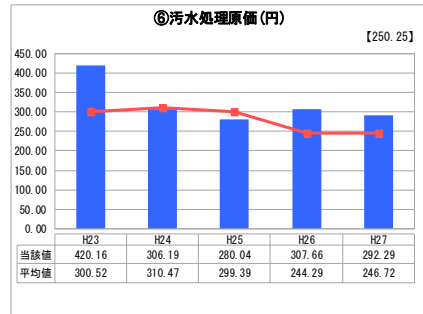
「支払能力」



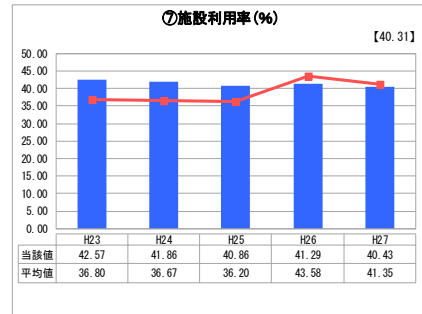
「債務残高」



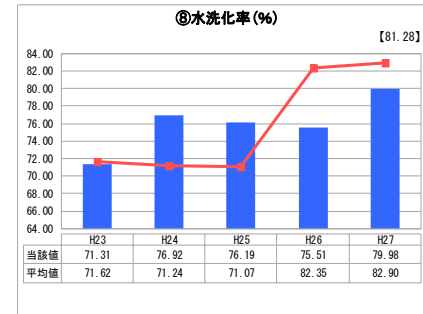
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

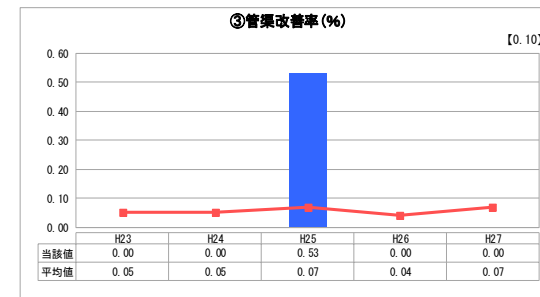
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①『収益的収支比率』・・・総費用に地方債償還金を加えた費用を総収益でどの程度賄われているかを示す指標。  
 企業債償還の減少に伴い徐々に改善されていますが、今後とも経費削減に努める必要があります。  
 ④『企業債残高対事業規模比率』・・・料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。  
 全国平均や類似団体平均と同様に高い数値となっています。これは、設備投資額が過大であり、料金収入だけでは賄えないと考えられます。  
 ⑤『経費回収率』・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。  
 全国平均、類似団体平均と近い数値ではあるが、必要な経費を料金収入で賄えていない。今後も接続率の向上対策に併せ、更なる費用削減に努めていく必要があります。  
 ⑥『汚水処理原価』・・・有収水量1m<sup>3</sup>あたりについて、汚水処理に係るコストを表した指標。  
 全国平均、類似団体平均を上回っており、今後も更なる費用削減に努めていく必要があります。  
 ⑦『施設利用率』・・・処理能力に対する汚水処理量の割合で、施設の利用状況を判断する指標。  
 全国平均、類似団体平均と近い数値であるが、低い水準で推移しており、接続率の向上対策に努める必要があります。  
 ⑧『水洗化率』・・・実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。  
 全国平均、類似団体平均より低くなっています。更なる接続率の向上対策に努める必要があります。

2. 老朽化の状況について

③『管渠改善率』・・・当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標。  
 供用開始後15年しか経過しておらず、管渠の更新は行っていない。今後も計画的に管渠清掃等を行い、維持管理に努めていく。

全体総括

平成16年に整備完了した比較的新しい施設ではあるが、水洗化率が低く効率的な経営ができていない。経営改善のためには、今後も引き続き未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指す必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
 ※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### <経営理念>

生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質を保全するとともに、公衆衛生の向上を図ります。

### <基本方針>

平成21年11月に策定した「豊後大野市生活排水処理施設整備構想」に基づき、本市の生活排水処理施設対策については、既設の集合処理区域を除く全ての区域で個別処理(浄化槽)により生活排水処理施設を整備します。

また、浄化槽の整備に当たっては、平成21年4月に市の財政負担の軽減や市民負担の公平性を確保する観点から、市町村設置型合併処理浄化槽を廃止し、個人設置型合併処理浄化槽事業に一本化してきたところであり、今後とも個人設置型により事業を推進します。

### <特定環境保全公共下水道事業>

本事業については、大野町田中処理区で生活排水を集合処理していますが、計画人口1,600人に対して、平成28年3月末の処理区域内人口は1,194人、水洗化人口は955人で、水洗化率は80.0%となっています。公営企業の経営を安定化していくために、有収水量を確保するための加入人口の確保が一番の課題となっています。効率的な経営のため、更なる経費の削減に努めるとともに、未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(法非適用企業)

収支計画(特定環境保全公共下水道事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	78,397	72,463	75,660	84,770	75,371	70,231	65,509	61,560	58,336	56,126	55,820	55,674	55,226	
		(1) 営 業 収 益 (B)	19,393	18,459	18,219	17,990	17,756	17,525	17,297	17,072	16,850	16,631	16,415	16,202	15,992
		ア 料 金 収 入	19,371	18,437	18,206	17,977	17,743	17,512	17,284	17,059	16,837	16,618	16,402	16,189	15,979
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	22	22	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
		(2) 営 業 外 収 益	59,004	54,004	57,441	66,780	57,615	52,706	48,212	44,488	41,486	39,495	39,405	39,472	39,234
		ア 他 会 計 繰 入 金	58,557	53,785	57,319	66,663	57,498	52,589	48,095	44,371	41,369	39,378	39,288	39,355	39,117
	イ そ の 他	447	219	122	117	117	117	117	117	117	117	117	117	117	
	2 総 費 用 (D)	33,737	31,156	37,031	44,899	39,564	39,135	38,757	38,415	38,092	37,778	37,462	37,142	36,822	
		(1) 営 業 費 用	27,361	25,233	31,693	40,124	35,264	35,264	35,264	35,264	35,264	35,264	35,264	35,264	35,264
		ア 職 員 給 与 費	8,564	8,694	9,106	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349	9,349
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	18,797	16,539	22,587	30,775	25,915	25,915	25,915	25,915	25,915	25,915	25,915	25,915	25,915
		(2) 営 業 外 費 用	6,376	5,923	5,338	4,775	4,300	3,871	3,493	3,151	2,828	2,514	2,198	1,878	1,558
		ア 支 払 利 息	6,106	5,507	4,921	4,365	3,883	3,454	3,076	2,734	2,411	2,097	1,781	1,461	1,141
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	270	416	417	410	417	417	417	417	417	417	417	417	417		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	44,660	41,307	38,629	39,871	35,807	31,096	26,752	23,145	20,244	18,348	18,358	18,532	18,404		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	7,790	5,966	1,915	315	315	315	315	315	715	1,015	1,315	1,315	1,015	
		(1) 地 方 債	7,600	3,700	0	0	0	0	0	0	400	700	1,000	1,000	700
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	7,600	3,700							400	700	1,000	1,000	700
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
	(6) 工 事 負 担 金	190	155	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	315	
	(7) そ の 他		2,111	1,600											
	2 資 本 的 支 出 (G)	52,169	48,196	46,206	40,184	36,122	31,411	27,067	23,460	20,959	19,363	19,673	19,847	19,419	
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	52,169	48,196	46,206	40,184	36,122	31,411	27,067	23,460	20,959	19,363	19,673	19,847	19,419
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 44,379	△ 42,230	△ 44,291	△ 39,869	△ 35,807	△ 31,096	△ 26,752	△ 23,145	△ 20,244	△ 18,348	△ 18,358	△ 18,532	△ 18,404		

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	281	△ 923	△ 5,662	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	1	1	2	2									
前年度からの繰越金	(L)	6,308	6,588	5,664										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	6,588	5,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実 質 収 支	黒 字 (R)	6,588	5,664	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(P)-(Q)	赤 字 (S)													
赤 字 比 率	( $\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率	( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	91.3	91.3	90.9	99.6	99.6	99.6	99.5	99.5	98.8	98.2	97.7	97.7	98.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益	(B)-(C) (U)	19,393	18,459	18,219	17,990	17,756	17,525	17,297	17,072	16,850	16,631	16,415	16,202	15,992
地方財政法による 資金不足の比率	((T)/(U) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((V)/(X) × 100)													
他 会 計 借 入 金 残 高	(Y)													
地 方 債 残 高	(Z)	414,896	370,400	324,194	284,010	247,888	216,477	189,410	165,950	145,391	126,728	108,055	89,208	70,489

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 支 分		58,557	53,785	57,319	66,663	57,498	52,589	48,095	44,371	41,369	39,378	39,288	39,355	39,117
うち基準内繰入金		42,764	42,230	43,805	23,064	23,147	23,142	23,032	22,856	22,627	22,435	22,251	22,089	21,827
うち基準外繰入金		15,793	11,555	13,514	43,599	34,351	29,447	25,063	21,515	18,742	16,943	17,037	17,266	17,290
資 本 的 収 支 分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		58,557	53,785	57,319	66,663	57,498	52,589	48,095	44,371	41,369	39,378	39,288	39,355	39,117

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。



(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
 平成21年に策定した「豊後大野市生活排水処理施設整備構想」に基づき、集合処理区域の拡張は行わないことになっていきますので、新たな投資については検討していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
 27年度から28年度の減少率で29年度以降の料金収入を見込んでいます。  
 ・企業債に関する事項  
 現在の利用者の負担軽減と使用料の適正化を図るため、資本費平準化債を利用します。  
 ・繰入金に関する事項  
 使用料収入では施設の維持管理分しか賄えないことから、地方債償還金や人件費分については、今後も一般会計繰入金に頼らざるを得ないため、更なる経費の削減に努めるとともに、未接続世帯への普及促進に努め、水洗化人口及び有収水量の増加を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)  
 臼杵市との下水道船団方式により、施設の維持管理については一括契約をしているため、今回の収支計画では民間委託についての検討はしていません。  
 ・職員給与費に関する事項  
 勘定職員は職員1名分であり、これ以上の削減は困難ですので、29年度予算額と同額を計上しています。  
 ・動力費、薬品費、委託費に関する事項  
 それぞれ電気料、計器用試薬、塩素剤、施設の保守点検業務にかかる経費であり、大きな変動はないと見込んで、29年度予算額と同額を計上しています。  
 ・修繕費に関する事項  
 供用開始から15年が経過し、修繕箇所が増えつつありますが、これまでの実績から5,000千円程度を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	供用開始が平成12年であり、管渠の更新費用については耐用年数に達していないため今回の計画には反映していません。機械設備についても耐用年数は15年ですが、供用開始後10年経過時にオーバーホール等を行い長寿命化を図っているため、今回の計画には反映していませんが、簡易なストックマネジメント計画による施設の改築計画の事業申請が認められるようになるため、今後は補助制度を利用しながら施設の更新を進めていきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	少子高齢化の進行により有収水量が減少することが予想されます。今後はストックマネジメント計画を策定するうえで、処理水量に見合った施設へのダウンサイジングについても検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年4月から公営企業法を適用することにより会計方法が変更になります。このことにより減価償却費が追加され収益的収支の悪化が懸念されますので、状況によっては使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は施設の維持管理業務のみを民間業者に委託していますが、包括的民間委託等についても検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員1名分を計上しており、これ以上の削減は困難と考えます。
動力費に関する事項	経費削減のため、産業用電力の供給会社について検討します。
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	該当なし
委託費に関する事項	該当なし
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うこととします。また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCAサイクルによる事後検証、更新を行っていきます。また、平成31年4月に公営企業法の適用に向け準備を進めているため、公営企業会計適用後には適用後の会計に基づき経営戦略を見直しを行うこととします。
---------------------	--

豊後大野市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 豊後大野市

事 業 名 : 特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成14年度 (14年)	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法非適 (平成31年4月1日一部適用予定)
処理区域内人口密度	—	流域下水道等への接続の有無	無
処 理 区 数	集合処理区域外の緒方町の地域		
処 理 場 数	浄化槽設置基数 662基		
広域化・共同化・最適化実施状況*1	なし		

\*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、  
 広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	定額制(人頭割) 基本料金 1世帯 640円 加算料金 1人 1,230円(5人以上の場合は、加算額を半額)				
業務用使用料体系の概要・考え方	定額制(人頭割) 基本料金 1世帯 640円 加算料金 1人 1,230円				
その他の使用料体系の概要・考え方	該当なし				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,230 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	13,832 円
	平成26年度	4,330 円		平成26年度	13,793 円
	平成27年度	4,330 円		平成27年度	4,488 円

\*2条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	平成28年度の上下水道課の職員数は9名で課長1名、工務係(係長1名、係員3名)、管理係(係長1名、係員3名)となっています。 職員給与の予算措置については、一般会計に1人、上水道特別会計に2.5人、簡易水道特別会計に2人、下水道特別会計に1人、農業集落排水特別会計に1.5人、浄化槽施設特別会計に1人と なっています。
事業運営組織	平成17年に市町村合併して以来、上下水道課の水道係、下水道係としてそれぞれ別々に事業推進してきましたが、平成28年度から組織再編による人員減のため、水道係、下水道係を解体し、技術部門の工務係と、経理部門の管理係に変更しました。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の維持管理・保守点検業務を委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当なし

\*4「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3)経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表を添付しています。

経営比較分析表

大分県 豊後大野市

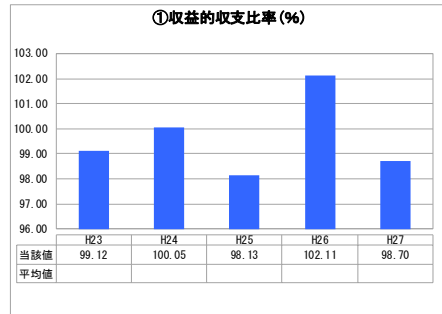
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	4.43	100.00	4,330

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
38,078	603.14	63.13
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
1,677	18.09	92.70

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



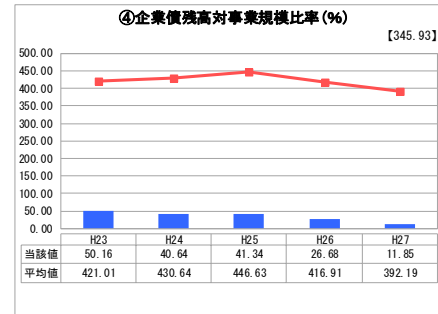
「単年度の収支」



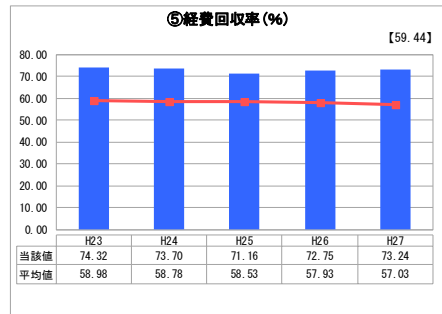
「累積欠損」



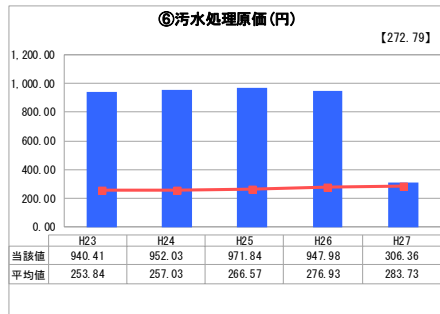
「支払能力」



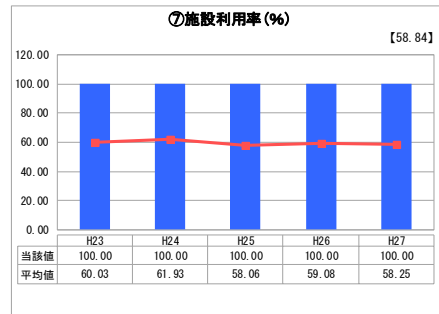
「債務残高」



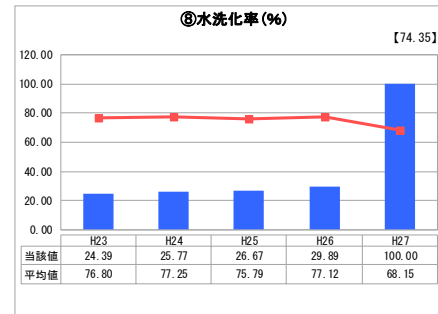
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

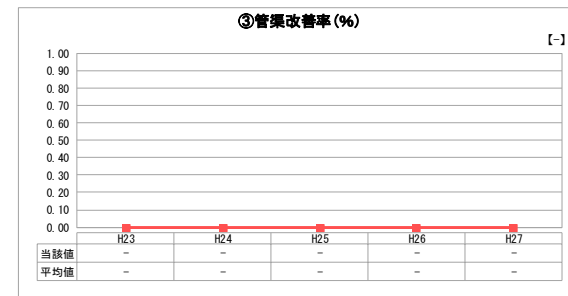
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①『収益的収支比率』・・・総費用に地方債償還金を加えた費用を総収益でどの程度賅われているかを示す指標。  
100%に近い数値を維持しており、良好ではありますが、今後とも経費削減に努める必要があります。  
④『企業債残高対事業規模比率』・・・料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。  
全国平均や類似団体平均より低くなっている。これは、平成21年以降事業を中止したことが原因と考えられる。  
⑤『経費回収率』・・・使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賅えているかを表した指標。  
全国平均、類似団体平均を上回っているが、必要な経費を料金収入で賅えておらず、今後とも更なる費用削減に努めていく必要があります。  
⑥『汚水処理原価』・・・有収水量1mあたりについて、汚水処理に係るコストを表した指標。  
全国平均、類似団体平均と近い数値であり、良好な状態といえます。  
⑦『施設利用率』・・・処理能力に対する汚水処理量の割合で、施設の利用状況を判断する指標。  
高い水準で推移しており、良好な状態といえます。  
⑧『水洗化率』・・・実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。  
個別処理のため水洗化率は100%となっている。

2. 老朽化の状況について

浄化槽においては老朽化の状況を表す指標に該当するものはないが、設置後20年を経過した施設もあることから適正な維持管理を行いながら長寿命化に努める。

全体総括

今のところ類似団体と比較して平均的な経営ができていないが、浄化槽法に沿った適正な維持管理を行い、効率的な経営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。  
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2. 経営の基本方針

### <経営理念>

生活排水を適切に処理し、公共用水域の水質を保全するとともに、公衆衛生の向上を図ります。

### <基本方針>

平成21年11月に策定した「豊後大野市生活排水処理施設整備構想」に基づき、本市の生活排水処理施設対策については、既設の集合処理区域を除く全ての区域で個別処理(浄化槽)により生活排水処理施設を整備します。

また、浄化槽の整備に当たっては、平成21年4月に市の財政負担の軽減や市民負担の公平性を確保する観点から、市町村設置型合併処理浄化槽を廃止し、個人設置型合併処理浄化槽事業に一本化してきたところであり、今後とも個人設置型により事業を推進します。

### <市町村設置型浄化槽事業>

市町村が浄化槽を設置して維持管理をする本事業については、平成20年度まで緒方町の集合処理区域外の地域で実施し、662基を整備してきましたが、平成21年から新設事業を廃止し、現在は浄化槽の維持管理のみを行っています。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」によると、浄化槽は10年を経過しないと処分できないこととなっており、当面の間は現在の維持管理を継続しますが、平成31年度以降に財産譲渡することについて検討します。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

(法非適用企業)

収支計画(特定地域生活排水処理事業)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	47,736	44,940	46,180	45,863	44,799	43,552	43,751	42,279	41,631	41,308	41,082	40,856	40,494	
		(1) 営 業 収 益 (B)	27,865	27,568	27,072	26,622	26,170	25,725	25,288	24,858	24,436	24,021	23,613	23,212	22,818
		ア 料 金 収 入	27,841	27,544	27,059	26,607	26,155	25,710	25,273	24,843	24,421	24,006	23,598	23,197	22,803
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)		0											
		ウ そ の 他	24	24	13	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
		(2) 営 業 外 収 益	19,871	17,372	19,108	19,241	18,629	17,827	18,463	17,421	17,195	17,287	17,469	17,644	17,676
		ア 他 会 計 繰 入 金	19,011	16,511	18,249	18,672	18,224	17,602	18,463	17,421	17,195	17,287	17,469	17,644	17,676
	イ そ の 他	860	861	859	569	405	225								
	2 総 費 用 (D)	39,409	38,643	41,906	41,709	41,319	41,033	40,660	40,021	39,663	39,303	39,038	38,773	38,371	
		(1) 営 業 費 用	37,867	37,008	40,002	40,240	39,572	39,346	39,024	38,798	38,479	38,157	37,930	37,704	37,342
		ア 職 員 給 与 費	8,311	8,278	8,558	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024	9,024
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	29,556	28,730	31,444	31,216	30,548	30,322	30,000	29,774	29,455	29,133	28,906	28,680	28,318
		(2) 営 業 外 費 用	1,542	1,635	1,904	1,469	1,747	1,687	1,636	1,223	1,184	1,146	1,108	1,069	1,029
ア 支 払 利 息		1,140	1,035	940	857	783	723	672	623	584	546	508	469	429	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	402	600	964	612	964	964	964	600	600	600	600	600	600		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	8,327	6,297	4,274	4,154	3,480	2,519	3,091	2,258	1,968	2,005	2,044	2,083	2,123		
資 本 的 収 支	1 資 本 的 収 入 (F)	0	1,370	1,000	1,000	1,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0	
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金													
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他		1,370	1,000	1,000	1,000	1,000								
	2 資 本 的 支 出 (G)	7,341	6,891	5,978	4,589	4,075	3,294	3,091	2,258	1,968	2,005	2,044	2,083	2,123	
		(1) 建 設 改 良 費													
		ウ ち 職 員 給 与 費													
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	7,341	6,891	5,978	4,589	4,075	3,294	3,091	2,258	1,968	2,005	2,044	2,083	2,123
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 7,341	△ 5,521	△ 4,978	△ 3,589	△ 3,075	△ 2,294	△ 3,091	△ 2,258	△ 1,968	△ 2,005	△ 2,044	△ 2,083	△ 2,123		

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H37
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	986	776	△ 704	565	405	225	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)	859	859	856	565	405	225							
前年度からの繰越金	(L)	1,516	1,643	1,560										
前年度繰上充用金	(M)													
収益的支出に充てた地方債	(N)													
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)													
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	1,643	1,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)													
実 質 収 支	黒 字 (R)	1,643	1,560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(P)-(Q)	赤 字 (S)													
赤 字 比 率	$\left( \frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$													
収益的収支比率	$\left( \frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	102.1	98.7	96.4	99.1	98.7	98.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	27,865	27,568	27,072	26,622	26,170	25,725	25,288	24,858	24,436	24,021	23,613	23,212	22,818
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$													
他会計借入金残高	(Y)													
地 方 債 残 高	(Z)	59,519	53,541	47,562	42,973	38,899	35,605	32,514	30,256	28,288	26,283	24,239	22,156	20,034

## ○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H37
収益的収支分		19,011	16,511	18,249	18,672	18,224	17,602	18,463	17,421	17,195	17,287	17,469	17,644	17,676
うち基準内繰入金		8,481	7,926	6,978	5,589	5,075	4,294	3,091	2,258	1,968	2,005	2,044	2,083	2,123
うち基準外繰入金		10,530	8,585	11,271	13,083	13,149	13,308	15,372	15,163	15,227	15,282	15,425	15,561	15,553
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金														
合 計		19,011	16,511	18,249	18,672	18,224	17,602	18,463	17,421	17,195	17,287	17,469	17,644	17,676

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財営第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあつては、本様式により提出すること。



(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項  
計画期間中に耐用年数に達する浄化槽はないため更新に関しては計上していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項  
27年度から28年度の減少率で29年度以降の料金収入を見込んでいます。  
・繰入金に関する事項  
使用料収入では施設の維持管理分しか賄えないことから、地方債償還金や人件費分については、今後も一般会計繰入金に頼らざるを得ないため、更なる経費の削減に努めます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項  
職員給与費については、1名分を計上しています。  
・修繕費に関する事項  
使用者の高齢化に伴い管理基数は減少しますが、施設の老朽化も進むため、これまでの実績の平均を計上しています。  
・手数料、委託費に関する事項  
使用者の高齢化に伴い管理基数が減少するため、検査手数料及び維持管理委託料も減少すると見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年4月から公営企業法を適用することにより会計方法が変更になります。このことにより減価償却費が追加され収益的収支の悪化が懸念されますので、状況によっては使用料の見直しを検討します。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定 管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は施設の維持管理業務のみを民間業者に委託していますが、包括的民間 委託等についても検討していきます。
職員給与費に関する事項	職員1名分を計上しており、これ以上の削減は困難と考えます。
動力費に関する事項	浄化槽の動力である電気料金は使用者負担のため該当しません。
薬品費に関する事項	薬品費は維持管理料に含まれており、該当しません。
修繕費に関する事項	平成14年の供用開始から14年経過していますので、費用増も見込まれることか ら、財源の確保に努めていきます。
委託費に関する事項	民間委託の方法によっては、費用増も見込まれるため、慎重に検討していきま す。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行うこととします。また、最低でも5年ごとに見直し(ロー リング)を行うことにより、PDCAサイクルによる事後検証、更新を行っていきます。また、平 成31年4月に公営企業法の適用に向け準備を進めているため、公営企業会計適用後 には適用後の会計に基づき経営戦略を見直しを行うこととします。
-------------------------	--